

狛江市公共施設における改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に係る対応について

種別	規制内容	対象施設	対応	
第一種施設 (令和元年7月1日から)	・敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所除く）	庁舎	屋内	全面禁煙
			屋外	狛江市役所市民ひろば喫煙スペースを特定屋外喫煙場所として残置 (現状の運用からの変更なし)
第二種施設 (令和2年4月1日から)	・屋内禁煙（喫煙専用室設置可） ・屋外は規制対象外（ただし、受動喫煙への配慮義務はあり）	野川地域センター	屋内	全面禁煙（現状の運用からの変更なし）
			屋外	喫煙スペースを改修工事終了後（令和2年2月頃）に廃止予定
		南部地域センター	屋内	全面禁煙（現状の運用からの変更なし）
			屋外	喫煙スペースは残置（現状の運用からの変更なし）
		市民総合体育館	屋内	補助金を活用し喫煙専用室設置を検討中（現状全面禁煙）
			屋外	喫煙スペースを廃止予定

※上記以外の施設は敷地内禁煙